

7日獣発第150号  
令和7年7月23日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会  
会長 藏内 勇夫  
(公印及び契印の押印は省略)

**医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する  
法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に  
規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）**

このことについて、令和7年7月3日付け事務連絡をもって農林水産省消費・安全局畜水産安全管理 飼料安全・薬事室長から、別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物等については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成19年厚生労働省令第14号）において定められているところですが、同省令の一部を改正する省令（令和7年厚生労働省令第73号）が令和7年7月3日に公布され、同年7月13日より施行されることとなり、これにより新たに以下の3物質が指定薬物に追加されたことについて通知されたものです。つきましては、本件について貴会会員に周知方よろしくお願いいたします。

記

- ① 7-アリル-N, N-ジエチル-4-（チオフェン-2-カルボニル）-4, 6, 6aa, 7, 8, 9-ヘキサヒドロインドロ 4, 3-f g キノリン-9-カルボキサミド及びその塩類
- ② 2-（4-エトキシベンジル）-1-（エチルアミノ）エチル-5-ニトロベンズイミダゾール及びその塩類
- ③ 2-シクロヘキシルアミノ-1-（3, 4-メチレンジオキシフェニル）プロパン-1-オン及びその塩類

本件内容の問合せ先 公益社団法人 日本獣医師会 事業担当 栗野 TEL 03-3475-1601
---

(別添)

事 務 連 絡  
令和 7 年 7 月 3 日

公益社団法人 日本獣医師会 専務理事 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課  
飼料安全・薬事室長

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

このことについて、厚生労働省医薬局長より別添写しのおり通知があったので、お知らせ致します。



医薬発0703第1号  
令和7年7月3日

各 

都道府県知事 保健所設置市長 特別区長
---------------------------

 殿

厚生労働省医薬局長  
(公印省略)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律  
第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に  
規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について(施行通知)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第2条第15項に規定する指定薬物等については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令(平成19年厚生労働省令第14号)において定めています。

本日、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(令和7年厚生労働省令第73号)が公布されましたので、下記について御了知の上、関係各方面に対する周知と適切な指導をお願い申し上げます。

## 記

### 1. 指定薬物の指定

#### (1) 新たに指定された物質

次に掲げる3物質について、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用(当該作用の維持又は強化の作用を含む。)を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められたことから、法第2条第15項に規定する指定薬物として指定した。

- ① 7-アリル-N, N-ジエチル-4-(チオフェン-2-カルボニル)-4, 6, 6a, 7, 8, 9-ヘキサヒドロインドロ[4, 3-fg]キノリン-9-カルボキサミド及びその塩類
- ② 2-(4-エトキシベンジル)-1-(エチルアミノ)エチル-5-ニトロベンズイミダゾール及びその塩類
- ③ 2-シクロヘキシルアミノ-1-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)プロパン-1-オン及びその塩類

(2) 指定された物質を含む物

(1)に掲げる物質のいずれかを含有する物(ただし、元来これらの物質を含有する植物を除く。)は指定薬物であり、規制の対象となる。

2. 施行期日

公布の日(令和7年7月3日)から起算して10日を経過した日(令和7年7月13日)から施行する。



医薬発0703第4号  
令和7年7月3日

農林水産省消費・安全局長 殿

厚生労働省医薬局長  
( 公 印 省 略 )

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律  
第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に  
規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について(施行通知)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35  
年法律第145号)第2条第15項に規定する指定薬物等については、医薬品、医療機  
器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する  
指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令(平成19  
年厚生労働省令第14号)において定めています。

本日、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第  
二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の  
用途を定める省令の一部を改正する省令(令和7年厚生労働省令第73号)が公布さ  
れたことに伴い、各都道府県知事、各保健所設置市長及び各特別区長宛てに、別添  
写しのとおり通知しましたので、貴職におかれましては、御了知の上、関係機関への周  
知をお願い申し上げます。